

北海道釧路方面公安委員会告示第50号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、中川郡本別町内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和6年8月9日

北海道釧路方面公安委員会委員長 木 下 正 明

1 合意した者

- (1) 本別ハイヤー有限会社
- (2) 北海道釧路方面公安委員会
- (3) 本別町長
- (4) 北海道運輸局帯広運輸支局長
- (5) 十勝バス株式会社
- (6) 北海道開発局長

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、十勝バス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

	停留所名	進行方向別	所在地
1	本別南1丁目（本社南口行）	南	中川郡本別町南1丁目2番地25先
2	本別南1丁目（陸別行）	北	中川郡本別町南1丁目6番地7先

3 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる本別町の委託を受けて行う旅客運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
本別ハイヤー有限会社	本別ハイヤー有限会社が区間運行の用に供する自動車（本別町コミュニティバス「太陽の丘循環バス」）